

デイサービスセンター 初音の杜
(指定地域密着型通所介護事業)
(介護予防・日常生活支援総合事業)
運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 一誠会が設置経営するデイサービスセンター初音の杜（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護事業及び八王子市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定めるものとし、よって事業所の管理者、生活相談員及び介護職員等（以下「職員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定地域密着型通所介護等（以後「通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持・向上、並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2 サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とする。

3 事業の実施にあたっては、関係する市町村、地域包括支援センター、近隣の保健・医療・福祉サービス機関と密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

4 サービスの提供にあたっては、利用者及び家族等（以後「利用者等」という。）に対し、サービス内容及び提供方法を分かりやすく説明する。

5 サービスの提供にあたっては、適切な介護技術をもって行うとともに、常にサービスの質の管理と評価を行う。

6 事業者がサービスを提供するにあたっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

7 事業者がサービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称 デイサービスセンター 初音の杜

(2) 所在地 八王子市宮下町 988 番地

(職員)

第4条 事業所に次の職員を配置し、その員数は別表1のとおりとする。

- (1) 管理者
 - (2) 生活相談員
 - (3) 看護職員
 - (4) 介護職員
 - (5) 機能訓練指導員
- 2 前項に定めるほか、必要とする職員を置くことができる。

(職務)

第5条 各職種職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業及び職員等の管理を総括する。
- (2) 生活相談員は、通所介護等の利用申込にかかる調整、通所介護計画又は介護予防通所介護計画（以下「通所介護計画等」という。）の作成、各種相談、日常生活上の介護、その他必要な援助を行う。
- (3) 看護職員は、利用者の看護及び保健衛生管理にあたる。
- (4) 介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護、その他必要なサービスの提供にあたる。
- (5) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な心身機能の維持・向上を図るための訓練及び助言・指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 祝祭日を含み、毎週月曜日から土曜日までとする。
ただし、1月1日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後6時00分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時20分から午後4時30分までとする。

(単位数及び利用者定員)

第7条 単位数及び利用者定員は1単位とする。

1単位目 月曜日から土曜日 18名

(通所介護等の提供方法及び内容)

第8条 事業所は通所介護等を、指定居宅介護支援事業所等又は利用者等が作成した居宅サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に基づいて提供する。ただし、緊急を要する場合には、居宅サービス計画等の作成前であってもサービスを提供する。

- 2 通所介護等は、次の内容で提供する。
- (1) 身体介護に関すること
利用者の日常生活能力等に応じ、次の支援およびサービスを提供する。
 - ア 排泄の介助
 - イ 移動、移乗の介助

- ウ その他必要な身体の介護
- (2) 食事に関すること
 - 食事を希望する利用者に、次の食事サービスを提供する。
 - ア 食事の準備、配膳、下膳の介助
 - イ 食事摂取の介助
 - ウ その他必要な食事の介助
- (3) 看護に関すること
 - ア 看護及び健康管理
 - イ 保健衛生全般
- (4) 加算に関すること
 - ア 入浴介助
 - 家庭で入浴することが困難な利用者に、次の入浴サービスを提供する。
 - (ア) 衣類着脱
 - (イ) 身体の清拭、整髪、洗身
 - (ウ) その他必要な入浴の介助
 - イ 個別機能訓練
 - 心身機能の維持向上を図るため、個別の機能訓練計画を策定し、日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。
 - ウ 栄養改善
 - 低栄養状態又はそのおそれのある利用者に、栄養食事相談等の栄養改善サービスを行う。
 - エ 口腔機能改善
 - 口腔機能の向上を目的とし、口腔清掃、摂食・嚥下機能に関する指導及びサービスを提供する。
 - オ 若年性認知症受入れ
 - 個別の担当者を定めて若年性認知症利用者を受け入れる。
- (5) アクティビティ・サービスに関すること
 - 利用者が、生きがいのある日常生活を送ることができるように、次のアクティビティ・サービスを行う。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図ることとする。
 - ア レクリエーション
 - イ 音楽活動
 - ウ 制作活動
 - エ 行事的活動
 - オ 体操
 - カ 養護
- (6) 送迎に関すること
 - 送迎を必要とする利用者に、送迎サービスを提供する。送迎車両には職員が添乗し、必要な介護を行う。

- ア 移動・移乗動作の介助
 - イ 送迎
- (7) 相談・助言に関すること
- 利用者および家族の日常生活における介護等に関する相談・助言を行う。
- ア 疾病や障害に関する理解を深めるための相談・助言
 - イ 日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談・助言
 - ウ 自助具や福祉機器、住宅環境の整備に関する相談・助言
 - エ その他在宅生活全般に関する相談・助言

(指定居宅介護支援事業者および地域包括支援センターとの連携等)

第9条 通所介護等の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等を把握する。

2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

3 事業所は、正当な理由なく通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護等の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講じる。

(個別援助計画の作成等)

第10条 通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を把握し、個別援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった個別援助計画を作成する。

2 個別援助計画の作成・変更の際には、利用者等に対し当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、個別援助計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(通所介護等の提供記録の記載)

第11条 事業所は通所介護等を提供した際には、その提供日及び内容、並びに当該通所介護等について、介護保険法第42条2第6項または法第115条の45の3第3項の規定により、利用者に代って支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を、利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(利用料等及び支払いの方法)

第12条 通所介護等を提供した場合の利用料は、別紙2「利用料金表」に定める額とする。

2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、通常の営業日及び営業時間帯を越えて通所介護等を提供する場合の利用料、食材料費、おむつ代については、別紙2「料金表」に定める額とする。

- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者等に事前に文書で説明したうえで、支払いに関する同意を得る。
- 4 通所介護等の利用者は、事業所の定める期日に、別途利用契約書で指定する方法により支払う。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、原則として次のとおりとする。

原則 八王子市

(契約書の作成)

第14条 通所介護等を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容について、事業者は利用者に利用契約書の書面をもって説明し、同意を得たうえで署名（記名押印）を受ける。

(緊急時等における対応方法)

第15条 事業所は、通所介護等を実施中に利用者に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要な救急処置および主治医に速やかに連絡する等、適切な措置を講じる。

- 2 事業所は、通所介護等を実施中に火災、災害が発生したときは、消防計画に従い、利用者の避難、通報、初期消火など、迅速に適切な措置を講じる。

(非常災害対策)

第16条 事業所は災害に備えるため、別に定める消防計画を遵守し、防災設備を常に整備する。

- 2 防火管理者の配置、防災訓練の実施は次による。

防火責任者 偕楽園ホームの防火管理者とする。

防災訓練 年2回実施する。

- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(衛生管理等)

第17条 通所介護等に使用する備品、物品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど、常に衛生管理に留意する。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第18条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員の見守りのもとで使用する。
また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し、安全指導を図る。

(秘密の保持及び個人情報の管理)

第19条 事業所は、業務上知りえた利用者等に関する個人情報及び業務上の秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険をおよぼす等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官公庁の命令による場合、又は別に定める「情報提供同意書」により同意がある場合に限り、第三者に開示することができる。それ以外の場合は、契約継続中及び契約終了後においても、第三者に対して秘匿するものとする。

2 職員は、業務上知りえた利用者等の秘密を保持しなければならない。職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するものとする。

3 本条の規定によるほか、個人情報について事業者は、別に定める個人情報保護規程に基づき適切に取り扱うものとする。

(相談・苦情対応)

第20条 苦情、要望の窓口は生活相談員とし、サービスに関する利用者等の要望、苦情等に迅速、適切に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 事業所は利用者からの苦情、要望等の解決について、本条によるほか、別に定める「苦情解決に関する指針」の定めるところにより処理する。

(事故処理)

第21条 事業所は、サービス提供に際し利用者に事故が発生した場合には、速やかに適切な措置を講じるとともに、利用者の家族、関係する区市町村、介護支援専門員等に連絡する。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。

3 事業所は、事故により利用者に賠償すべき場合には、速やかに損害賠償を行う。

4 事故の処理及び再発防止について、本条によるほか、別に定める「リスクマネジメントに関する指針」の定めるところにより、適切に処理する。

(虐待防止に関する事項)

第22条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（地域との連携等）

第23条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 関係者に開かれた運営および地域に密着したサービスを行うことで利用者サービスの向上に資する趣旨で、事業所に運営推進会議を設置する。
- 3 運営推進会議の設置及び運営に関する事項は、別に運営推進会議規程で定める。
- 4 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努める。

（業務継続計画の策定等）

第24条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務活動計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（その他運営についての重要事項）

第25条 職員の資質及び組織の向上を図るため、次により研修の機会を設け、業務体制を整備する。

採用時研修	採用後1か月以内
現任研修	年2回以上

- 2 事業所は、運営及びサービスに関する書類を整備し、完結した文書は文書保存規程の規定により監理・保存する。
- 3 運営及びサービス提供にあたっては、併設の偕楽園ホームおよびグループホーム初音の杜との連携に努め、併設のメリットを発揮する。
- 4 事業所は、全ての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

附 則

- この規程は、平成23年 4月 1日より施行する。
- この規程は、平成24年 4月 1日より施行する。
- この規程は、平成24年 8月 1日より施行する。
- この規程は、平成25年 5月 1日より施行する。
- この規程は、平成26年 4月 1日より施行する。
- この規程は、平成27年 4月 1日より施行する。
- この規程は、平成28年 4月 1日より施行する。
- この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。
- この規程は、平成30年10月 1日より施行する。
- この規程は、令和 3年 8月 1日より施行する。
- この規程は、令和 5年 4月 1日より施行する。
- この規程は、令和 5年 7月 1日より施行する。

別表 1 (第 4 条)

職員配置表

職員は、下表の人員を配置する。

区 分	職員数
管理者	1
生活相談員	1 以上
看護職員	1 以上
介護職員	2 以上
機能訓練指導員	1 以上

別表2（第12条）

令和5年4月1日

デイサービスセンター初音の杜 利用料金表

1. 地域密着型通所介護サービス 基本分自己負担額（一日あたり）

地区別単価：1単位＝10.68円

1 割負担

サービス提供時間	要介護区分	単位数	×単価	利用料 (介護報酬額)	自己負担額
3～4時間未満	要介護1	415	4,432	3,988	444
	要介護2	476	5,084	4,575	509
	要介護3	538	5,746	5,171	575
	要介護4	598	6,387	5,747	640
	要介護5	661	7,059	6,353	706
4～5時間未満	要介護1	435	4,646	4,181	465
	要介護2	499	5,329	4,796	533
	要介護3	564	6,024	5,421	603
	要介護4	627	6,696	6,026	670
	要介護5	693	7,401	6,661	740
5～6時間未満	要介護1	655	6,995	6,295	700
	要介護2	773	8,256	7,430	826
	要介護3	893	9,537	8,583	954
	要介護4	1,010	10,787	9,708	1,079
	要介護5	1,130	12,068	10,861	1,207
6～7時間未満	要介護1	676	7,220	6,497	723
	要介護2	798	8,523	7,670	853
	要介護3	922	9,847	8,862	985
	要介護4	1,045	11,161	10,044	1,117
	要介護5	1,168	12,474	11,226	1,248
7～8時間未満	要介護1	750	8,010	7,209	801
	要介護2	887	9,473	8,525	948
	要介護3	1,028	10,979	9,881	1,098
	要介護4	1,168	12,474	11,226	1,248
	要介護5	1,308	13,969	12,572	1,397
8～9時間未満	要介護1	780	8,330	7,497	833
	要介護2	922	9,847	8,862	985
	要介護3	1,068	11,406	10,265	1,141
	要介護4	1,216	12,987	11,688	1,299
	要介護5	1,360	14,525	13,072	1,453
加算	入浴加算Ⅰ	40	427	384	43
	生活機能向上連携加算Ⅱ	200	2,136	1,922	214
	個別機能訓練加算Ⅰイ	56	598	538	60
	個別機能訓練加算Ⅱ	20	214	192	22
	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	5	53	48	5
	若年性認知症受け入れ加算	60	641	576	65
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	192	173	19
	科学的介護推進体制加算	40	427	384	43
	9時間以上10時間未満延長加算	50	534	480	54
	10時間以上11時間未満延長加算	100	1,068	961	107
	11時間以上12時間未満延長加算	150	1,602	1,441	161
	12時間以上13時間未満延長加算	250	2,670	2,403	267
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の5.9%に相当します。			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の1.2%に相当します。				
介護職員等ベースアップ等支援加算	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の1.1%に相当します。				

2 割負担

サービス提供時間	要介護区分	単位数	×単価	利用料 (介護報酬額)	自己負担額
3～4時間未満	要介護1	415	4,432	3,545	887
	要介護2	476	5,084	4,066	1,018
	要介護3	538	5,746	4,596	1,150
	要介護4	598	6,387	5,109	1,278
	要介護5	661	7,059	5,647	1,412
4～5時間未満	要介護1	435	4,646	3,716	930
	要介護2	499	5,329	4,263	1,066
	要介護3	564	6,024	4,818	1,206
	要介護4	627	6,696	5,357	1,339
	要介護5	693	7,401	5,920	1,481
5～6時間未満	要介護1	655	6,995	5,596	1,399
	要介護2	773	8,256	6,604	1,652
	要介護3	893	9,537	7,629	1,908
	要介護4	1,010	10,787	8,629	2,158
	要介護5	1,130	12,068	9,654	2,414
6～7時間未満	要介護1	676	7,220	5,775	1,445
	要介護2	798	8,523	6,818	1,705
	要介護3	922	9,847	7,877	1,970
	要介護4	1,045	11,161	8,928	2,233
	要介護5	1,168	12,474	9,979	2,495
7～8時間未満	要介護1	750	8,010	6,408	1,602
	要介護2	887	9,473	7,578	1,895
	要介護3	1,028	10,979	8,783	2,196
	要介護4	1,168	12,474	9,979	2,495
	要介護5	1,308	13,969	11,175	2,794
8～9時間未満	要介護1	780	8,330	6,664	1,666
	要介護2	922	9,847	7,877	1,970
	要介護3	1,068	11,406	9,124	2,282
	要介護4	1,216	12,987	10,389	2,598
	要介護5	1,360	14,525	11,619	2,906
加算	入浴加算Ⅰ	40	427	341	86
	生活機能向上連携加算Ⅱ	200	2,136	1,708	428
	個別機能訓練加算Ⅰイ	56	598	478	120
	個別機能訓練加算Ⅱ	20	214	170	44
	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	5	53	42	11
	若年性認知症受け入れ加算	60	641	512	129
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	192	153	39
	科学的介護推進体制加算	40	427	341	86
	9時間以上10時間未満延長加算	50	534	427	107
	10時間以上11時間未満延長加算	100	1,068	854	214
	11時間以上12時間未満延長加算	150	1,602	1,281	321
	12時間以上13時間未満延長加算	250	2,670	2,136	534
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の5.9%に相当します。			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の1.2%に相当します。				
介護職員等ベースアップ等支援加算	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の1.1%に相当します。				

3 割負担

サービス提供時間	要介護区分	単位数	×単価	利用料 (介護報酬額)	自己負担額
3～4時間未満	要介護1	415	4,432	3,103	1,330
	要介護2	476	5,084	3,559	1,525
	要介護3	538	5,746	4,022	1,724
	要介護4	598	6,387	4,471	1,916
	要介護5	661	7,059	4,942	2,118
4～5時間未満	要介護1	435	4,646	3,252	1,394
	要介護2	499	5,329	3,731	1,599
	要介護3	564	6,024	4,216	1,807
	要介護4	627	6,696	4,687	2,009
	要介護5	693	7,401	5,181	2,220
5～6時間未満	要介護1	655	6,995	4,897	2,099
	要介護2	773	8,256	5,779	2,477
	要介護3	893	9,537	6,676	2,861
	要介護4	1,010	10,787	7,551	3,236
	要介護5	1,130	12,068	8,448	3,621
6～7時間未満	要介護1	676	7,220	5,054	2,166
	要介護2	798	8,523	5,966	2,557
	要介護3	922	9,847	6,893	2,954
	要介護4	1,045	11,161	7,812	3,348
	要介護5	1,168	12,474	8,732	3,742
7～8時間未満	要介護1	750	8,010	5,607	2,403
	要介護2	887	9,473	6,631	2,842
	要介護3	1,028	10,979	7,685	3,294
	要介護4	1,168	12,474	8,732	3,742
	要介護5	1,308	13,969	9,779	4,191
8～9時間未満	要介護1	780	8,330	5,831	2,499
	要介護2	922	9,847	6,893	2,954
	要介護3	1,068	11,406	7,984	3,422
	要介護4	1,216	12,987	9,091	3,896
	要介護5	1,360	14,525	10,167	4,357
加算	入浴加算Ⅰ	40	427	299	128
	生活機能向上連携加算Ⅱ	200	2,136	1,495	641
	個別機能訓練加算Ⅰイ	56	598	419	179
	個別機能訓練加算Ⅱ	20	214	150	64
	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	5	53	37	16
	若年性認知症受け入れ加算	60	641	449	192
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	192	135	58
	科学的介護推進体制加算	40	427	299	128
	9時間以上10時間未満延長加算	50	534	374	160
	10時間以上11時間未満延長加算	100	1,068	748	320
	11時間以上12時間未満延長加算	150	1,602	1,121	481
	12時間以上13時間未満延長加算	250	2,670	1,869	801
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の5.9%に相当します。			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の1.2%に相当します。				
介護職員等ベースアップ等支援加算	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の1.1%に相当します。				

2. 介護予防・日常生活支援総合事業サービス 基本分自己負担額

地区別単価：1単位＝10.68円

1 割負担

		単位数	×単価	利用料 (介護報酬額)	自己負担額
月単位	要支援1	1,672	17,857	16,071	1,786
	要支援2	3,428	36,611	32,949	3,662
日割り	要支援1	55	587	528	59
	要支援2	113	1,207	1,086	121
加算(月単位)	運動機能向上加算	225	2,403	2,162	241
	栄養改善加算	150	1,602	1,441	161
	口腔機能向上加算	150	1,602	1,441	161
	サービス提供体制加算Ⅱ1	72	769	692	77
	サービス提供体制加算Ⅱ2	144	1,538	1,384	154
	科学的介護推進体制加算	40	427	384	43
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の5.9%に相当します。			
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の1.2%に相当します。			
	介護職員等ベースアップ等支援加算	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の1.1%に相当します。			

2 割負担

		単位数	×単価	利用料 (介護報酬額)	自己負担額
月単位	要支援1	1,672	17,857	14,286	3,571
	要支援2	3,428	36,611	29,289	7,322
日割り	要支援1	55	587	470	117
	要支援2	113	1,207	965	241
加算(月単位)	運動機能向上加算	225	2,403	1,922	481
	栄養改善加算	150	1,602	1,282	320
	口腔機能向上加算	150	1,602	1,282	320
	サービス提供体制加算Ⅱ1	72	769	615	154
	サービス提供体制加算Ⅱ2	144	1,538	1,230	308
	科学的介護推進体制加算	40	427	342	85
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の5.9%に相当します。			
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の1.2%に相当します。			
	介護職員等ベースアップ等支援加算	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の1.1%に相当します。			

3 割負担

		単位数	×単価	利用料 (介護報酬額)	自己負担額
月単位	要支援1	1,672	17,857	12,499	5,358
	要支援2	3,428	36,611	25,627	10,984
日割り	要支援1	55	587	411	176
	要支援2	113	1,207	844	363
加算(月単位)	運動機能向上加算	225	2,403	1,682	721
	栄養改善加算	150	1,602	1,121	481
	口腔機能向上加算	150	1,602	1,121	481
	サービス提供体制加算Ⅱ1	72	769	538	231
	サービス提供体制加算Ⅱ2	144	1,538	1,076	462
	科学的介護推進体制加算	40	427	299	128
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の5.9%に相当します。			
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の1.2%に相当します。			
	介護職員等ベースアップ等支援加算	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の1.1%に相当します。			

3. 介護保険給付対象外サービス（自己負担）

昼食費	1食 655円 おやつ代 100円
その他 自費負担	おむつ代（もちこみ可） リハビリパンツ 1枚 100円 尿とりパット 1枚 50円
キャンセル 規定	①利用日の前営業日午後5時30分までに連絡があった場合 無料 ②利用日当日の午前9時までに連絡があった場合 自己負担額の50%及び昼食費655円 ③利用日当日の午前9時までにご連絡がなかった場合 自己負担額の全額及び昼食費655円